

## 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

昭和23年に施行された旧優生保護法は、知的障がいや精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めていた。同法は平成8年に優生思想に基づく規定を削除して母体保護法に改正された。

また、平成25年12月の障害者権利条約の批准、平成28年4月の障害者差別解消法の施行など障がい者の尊厳と権利を守る機運が高まってきたところである。

京都府においては、「京都府障害がある人もない人も共に生き生きと暮らしやすい社会づくり条例」を平成27年4月に施行し、それぞれの主体が連携及び協働して障がいを理由として差別すること、その他の障がい者の権利利益を侵害する行為をなくすとともに、障がいへの理解を十分に深めるよう取り組んできた。

本人の同意の有無にかかわらず、障がい等を理由に不妊手術を求め施してきたことは人権上問題がある。旧法の下で不妊手術を受けた障がい者らの高齢化が進んでいることを考慮すると、我が国においても早急な救済措置を講じるべきである。

については、国におかれては、次の事項について早急な救済措置を講じられるよう求める。

- 1 国は、速やかに旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査を行うこと。
- 2 その際、個人が特定できる資料について、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で収集できるよう努めること。
- 3 旧法改正から20年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、当事者の意見を反映した的確な救済措置を一刻も早く講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年7月13日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	伊達忠一	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
厚生労働大臣	加藤勝信	殿
内閣官房長官	菅義偉	殿

京都府議会議員 村田正治